

監 査 報 告 書

基本方針	主題：「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」に基づく改善措置の実施状況の確認		
	対象業務：1 輸入（貨物）畜産物検査業務 2 輸入検査場所への移動 3 検査機器の管理業務		
対象機関	方 法	実施期間	実施者
本所、6支所、16出張所及び6分室（輸入貨物検査を実施していない羽田空港出張所を除く。）	書類 監査 実地 監査	21年6月 ～ 21年8月	本所又は支所の課長級以上の職員（家畜防疫官）。本所、本所管轄の出張所及び支所の実施者は本所に属する職員、支所の管轄する出張所の実施者は支所に属する職員
検査施設を有する本所、6支所、6出張所（名古屋、大阪、博多、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港出張所）及び2分室（北海道出張所小樽、胆振分室）	書類 監査 実地 監査	21年6月 ～ 21年8月	上記の者及び会計事務の経験を有する事務官
監査基準	1 輸入（貨物）畜産物検査業務が法令・通知等に基づき適切に行われているか。 2 輸入検査場所への移動に自らが確保した移動手段を利用しているか。 3 検査機器の管理が法令・通知等に基づき適切に管理されているか。		
監査項目	監査結果		
1 輸入（貨物）畜産物検査業務が法令・通知等に基づき適切に行われているか。	1 書類の二重チェックについて、合格処理後に書類を事後チェックすることがあった。検疫部畜産物検疫課と連携を図り、合格処理前に2人以上の家畜防疫官が書類検査を行うことができる体制を		

	<p>整備済み。(新潟空港出張所)</p> <p>2 書類の二重チェックについて、合格処理後に書類を事後チェックした申請が1件あった。貨物事務所の勤務者が1人で対応をする時間帯に生じたため、口頭にて改善を指示し、旅客ターミナルの職員と連携を図り、合格処理前に2人以上の家畜防疫官が書類検査を行うことができる体制を整備済み。(関西空港支所)</p> <p>3 書類の二重チェックについて、家畜防疫官に任命される前の職員と家畜防疫官による二重チェックが行われていた。書類検査は家畜防疫官2名以上によるチェックを必ず行うよう口頭注意により改善済み。(名古屋出張所)</p> <p>4 現物検査について、開梱必要数の中に、前もって指定検査場所から異常の報告を受けていたカートンが含まれていた。口頭で改善を指示し、開梱必要数は家畜防疫官が無作為に指定したカートンとし、指定検査場所から報告のあった異常が認められたカートンは外数として検査するよう改善済み。(名古屋出張所)</p>
<p>2 輸入検査場所への移動に自らが確保した移動手段を利用しているか。</p>	<p>外勤命令簿兼検査命令書簿及び自動車運行簿を突合した結果、用務先の不一致が散見された。記録内容の不一致は記録漏れによるものであると考えられるため、確実に記録するよう口頭にて改善を指導し、改善済み。(検疫部畜産物検疫課)</p>
<p>3 検査機器の管理が法令・通知等に基づき適切に管理されているか。</p>	<p>一部に物品標示票が貼付されていない検査機器があった。物品標示票は導入後速やかに貼付するよう口頭にて改善を指導した。(精密検査部、名古屋出張所、鹿児島空港出張所)</p>
<p>監査所見</p>	<p>1 輸入畜産物検査については、法令等に基づき適切に検査が実施されていることを確認した。</p> <p>2 輸入畜産物検査における書類審査の二重チェックについて、体制が未整備であった監査対象官署については、措置指示書により必要な措置を講じるよう指示し、二重チェックができる体制を整備した。また、二重チェックの方法、現物検査対象梱包の抽出方法等の一部に確認された軽微な指摘事項については、監査実施者により即時に改善を指示した。</p>

3 輸入検査場所への移動については、全監査対象官署において、公用車等家畜防疫官が自ら確保した交通手段が利用されていることを確認した。

4 検査機器の管理については、一部に物品標示票の貼付もれが確認されたものの、法令等に基づき適切に管理されていることを確認した。

5 本業務監査の導入を契機に、各所では、定期的なミーティングの開催による情報の共有化や、輸入畜産物検査業務手順書の整備が図られる等、検査業務の適正化に向けた取組を推進する気運が醸成されている。

今後とも効果的な業務監査の実施により、より適切な検査業務の実施に資するよう取り組んで参りたい。